

COPY

神奈川県指令 央セ第1331030078号

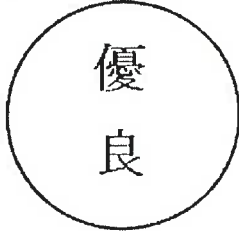
許可番号 01412009850

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県厚木市恩名一丁目11番31号

氏 名 中央カンセー株式会社

〔法人にあつては〕  
名称及び代表者  
の氏名 代表取締役 尾島 忠



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒 岩 祐



許可の年月日	平成 26年 2月 12日
(初回許可年月日)	昭和 49年 2月 28日
許可の有効年月日	平成 33年 1月 31日

## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を含む。）

### (2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ア 収集運搬（積替・保管を除く。）

燃え殻（※2※3）、汚泥（※2※3）、廃油（※2）、廃酸（※2※3）、廃アルカリ（※2※3）、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず（※2）、木くず（※2）、繊維くず（※2）、動植物性残さ（※2）、動物系固形不要物（※2）、ゴムくず（※2）、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、鋳さい（※2※3）、がれき類（※1※2）、動物のふん尿（※2）、動物の死体（※2）、ばいじん（※2※3）、政令第13号廃棄物（※2）

イ 収集運搬（積替・保管を含む。）

燃え殻、汚泥（※2）、廃油、廃プラスチック類（※1※2）、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、がれき類（※1）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

（注）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ裏面記載のとおり

3. 許可の条件  
なし

### 4. 許可の更新及び変更の状況

平成29年 7月 5日 産業廃棄物の種類の変更（収集運搬（積替・保管を含む。）：金属くずの追加）  
平成26年 2月 12日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

## 備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載。

COPY

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 設置場所 神奈川県厚木市上依知字鬼ヶ谷 2 8 6 1 - 1  
面積 1,486.40m<sup>2</sup>

(2) 保管施設

ア	燃え殻	保管面積	2.00m <sup>2</sup>	最大保管量	2.00m <sup>3</sup>	ドラム缶 10本 (2段積み)
イ	汚泥	保管面積	2.00m <sup>2</sup>	最大保管量	2.00m <sup>3</sup>	ドラム缶 10本 (2段積み)
ウ	廃油	保管面積	2.00m <sup>2</sup>	最大保管量	0.20m <sup>3</sup>	ドラム缶 1本
エ	廃プラスチック類 (※1)	保管面積	1.61m <sup>2</sup>	最大保管量	1.93m <sup>3</sup>	コンテナ 1基
オ	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (※1)	保管面積	3.32m <sup>2</sup>	最大保管量	3.87m <sup>3</sup>	コンテナ 1基
カ	がれき類 (※1)	保管面積	1.61m <sup>2</sup>	最大保管量	1.93m <sup>3</sup>	コンテナ 1基
キ	ランプ類 (廃プラスチック類 (※2)、金属くず (※2)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (※2))	保管面積	5.00m <sup>2</sup>	最大保管量	3.60m <sup>3</sup>	ボックスパレット (1.8m <sup>3</sup> ) 2台
ク	電池類 (汚泥 (※2)、廃プラスチック類 (※2)、金属くず (※2))	保管面積	5.00m <sup>2</sup>	最大保管量	1.00m <sup>3</sup>	ドラム缶 5本

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。